

2020 年 5 月 11 日

大阪教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校職員労働組合
執行委員長 場口 博文

2020 自治労現業・公企統一闘争に関する要求書

自治労は、2020 自治労現業・公企統一闘争をたたかうにあたり、基本的な目標を①現場（地域）から自治体政策を確立、②市民へのアピールと協働関係の構築、③評議会規約の整備や労組の法的要件の整備に取り組み、「現場力を活用した質の高い公共サービスの確立」と「地域住民と協働関係の構築」を基本目標に推進し、たたかいの指標として①事前協議制の確立と労使合意協約の締結、②現場からの政策提言、③人員確保、④安易な委託提案を許さない取り組み、⑤すべての労働者の処遇改善、⑥労働安全衛生の確立と労働災害一掃、⑦災害時における危機管理体制の強化、⑧技術継承課題の解決。とし、全国統一闘争基準日を設け、とりくみを配置するとしています。

今日、多様化する市民ニーズへの対応と地域社会が必要とする「自治体現場力による質の高い公共サービス」を提供するため、教育現場の第一線で地域と密着している現業・現場職員が日常的に市民要望を政策情報として収集し教育行政に反映していくことが不可欠であり、業務実態に応じた業務執行体制を確立するための学校現業職場のあり方について、十分に組織討議を行い、これまで学校現業職員が地域・職場で果たしてきた実績を活かし、新たな役割を創出すべく、現業職場の確立をはかるとりくみを推進していかなければなりません。

そのうえで、引き続き、直営を基本とした施策の実施など、分権自治体改革にむけた市政改革や現場実情に応じた教育改革となるよう強く要請するとともに、2020 自治労現業・公企統一闘争の意義と趣旨を十分に踏まえ、下記の内容について申し入れますので、大阪教育委員会として誠意をもって対応されるよう要求します。

記

1. 労使関係について「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとしたあらゆる関係諸法令を遵守すること。
2. 管理作業員職場において自治体直営を基本とし業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。
また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
3. 「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、安心して安全な職場環境の充実・改善をはかり、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。
また、感染症など不測の事態が生じた場合は、職員の安全を確保するため万全な措置を講じること。
4. 管理作業員の現場力を十分発揮できる必要な対策を講じること。

5. 賃金センサスをはじめ民間企業給与データを活用した公民比較は、技能職員との業務実態と比べて正確性を欠くことから、単純比較を行わないこと。また「市政改革プラン 2.0」などに基づく技能労務職給料表の改悪は行わないことはもとより給料表構造を抜本的に改善すること。
6. 人事評価制度について 4 原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）2 要件（労使協議制度の確立・苦情処理機関の設置）の確立した制度に改め、人材育成を主眼とする制度運用をはかること。また職員基本条例に基づく相対評価は廃止すること。
7. 教職員勤務情報システムに伴い、管理作業員に関連機器の対応を早急にはかること。
8. 災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
9. 学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。

以上